

## 【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2024年11月29日
【会社名】	サントリーホールディングス株式会社
【英訳名】	Suntory Holdings Limited
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 新浪 剛史
【本店の所在の場所】	大阪市北区堂島浜二丁目1番40号
【電話番号】	06(6346)1682
【事務連絡者氏名】	常務執行役員 経営企画本部長 宮永 暢
【最寄りの連絡場所】	大阪市北区堂島浜二丁目1番40号
【電話番号】	06(6346)1682
【事務連絡者氏名】	常務執行役員 経営企画本部長 宮永 暢
【縦覧に供する場所】	サントリー ワールド ヘッドクォーターズ (東京都港区台場二丁目3番3号)

## 1【提出理由】

当社は、2024年11月28日開催の取締役会において、サントリーシステムテクノロジー株式会社（以下「サントリーシステムテクノロジー」といいます）との間で、サントリーシステムテクノロジーを合併消滅会社、当社を合併存続会社とする吸収合併を行うことを決議し、2024年11月29日付で合併契約書を締結いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の3の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

### イ．吸収合併の相手会社に関する事項

#### (1) 商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	サントリーシステムテクノロジー株式会社
本店の所在地	大阪市北区堂島二丁目1番5号サントリーアネックス7F
代表者の氏名	代表取締役社長 川村 博昭
資本金の額	100百万円（2023年12月31日現在）
純資産の額	9,564百万円（2023年12月31日現在）
総資産の額	17,403百万円（2023年12月31日現在）
事業の内容	グループ共通の間接業務サポート

#### (2) 最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

決算期	2021年度第32期	2022年度第33期	2023年度第34期（前期）
売上高（百万円）	14,627	15,891	16,223
営業利益（百万円）	163	147	198
経常利益（百万円）	185	183	221
当期純利益（百万円）	59	102	116

#### (3) 大株主の名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

大株主の名称	発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合
サントリーホールディングス株式会社	100%

#### (4) 提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	当社は、サントリーシステムテクノロジーの発行済株式を100%保有しています。
人的関係	当社は、サントリーシステムテクノロジーに対して取締役、監査役を派遣しています。
取引関係	当社との間で、運転資金の貸付、ロイヤリティーの受取、間接業務の委託、不動産等の賃借の取引があります。

### ロ．当該吸収合併の目的

当該吸収合併により、デジタル部門の運営体制を強化し、サントリーグループのデジタル戦略の柔軟かつ迅速な遂行を図ります。

### ハ．当該吸収合併の方法、吸収合併に係る割当ての内容その他の吸収合併契約の内容

#### (1) 吸収合併の方法

当社を存続会社、サントリーシステムテクノロジーを消滅会社とする吸収合併方式とし、吸収合併と同時に、サントリーシステムテクノロジーは解散します。

#### (2) 吸収合併に係る割当ての内容

当社の完全子会社との吸収合併であり、株式その他金銭等の割当ては行いません。

## (3) その他の吸収合併契約の内容

当社とサントリーシステムテクノロジーが、2024年11月29日に締結した吸収合併契約の内容は添付資料のとおりです。

## 二．吸収合併に係る割当ての内容の算定根拠

該当事項はありません。

ホ．当該吸収合併の後の吸収合併存続会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	サントリーホールディングス株式会社
本店の所在地	大阪市北区堂島浜二丁目1番40号
代表者の氏名	代表取締役社長 新浪 剛史
資本金の額	70,000百万円
純資産の額	現時点では確定していません。
総資産の額	現時点では確定していません。
事業の内容	グループ全体の経営戦略の策定・推進及びコーポレート機能

添付資料

## 合併契約書

サントリーホールディングス株式会社（以下「甲」という）とサントリーシステムテクノロジー株式会社（以下「乙」という）とは、次の通り吸収合併契約を締結する。

## 第1条（目的）

甲及び乙は、第4条に定める効力発生日付で、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」という）を行うことにつき合意する。

## 第2条（当事会社の商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、それぞれ次のとおりとする。

- 1) 甲：サントリーホールディングス株式会社  
大阪市北区堂島浜二丁目1番40号
- 2) 乙：サントリーシステムテクノロジー株式会社  
大阪市北区堂島二丁目1番5号サントリーアネックス7F

## 第3条（対価）

甲は、本合併に際して、乙の株主に対して、一切の対価を交付しない。

## 第4条（吸収合併の効力発生日）

本合併の効力発生日は、2025年4月1日とする。ただし、合併手続進行上の必要性その他の事由により、甲乙協議の上これを変更することができる。

## 第5条（合併承認決議）

甲及び乙は、効力発生日の前日までに、本契約の承認及び本合併に必要な事項に関する株主総会の決議を得る。

## 第6条（会社財産の引継ぎ）

乙は、効力発生日において存在する乙の一切の資産、負債及び権利義務を甲に引き継ぎ、甲はこれを承継する。

## 第7条（善管注意義務）

甲及び乙は、本契約締結後効力発生日までの間、善良なる管理者の注意をもって、その業務執行及び財産の管理運営を行い、その財産及び権利義務に重要な影響を及ぼすような行為をなす場合には、予め甲乙協議の上これを行うものとする。

## 第8条（本契約の変更・解除）

本契約締結後、効力発生日までの間において、天災地変その他の事由により甲又は乙の財産又は経済状況に重大な変動が生じたときは、甲乙協議の上、本契約に定める合併条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

## 第9条（本契約の効力）

本契約は、本合併の効力発生日の前日までの間に、第5条に定める甲及び乙の株主総会の決議による承認が得られなかったとき又は法令等に定める本合併の実行に必要な関係官庁等の承認等が得られなかったときは、その効力を失う。

## 第10条（本契約書に定めのない事項）

本契約に定める事項のほか、本合併に際して必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議の上定める。

本契約締結の証として本書 1 通を作成し、甲乙記名押印の上、甲が原本を、乙がその写しを保有する。

2024年11月29日

甲 大阪市北区堂島浜二丁目 1 番40号  
サントリーホールディングス株式会社  
代表取締役社長 新浪 剛史

乙 大阪市北区堂島二丁目 1 番 5 号サントリーアネックス7F  
サントリーシステムテクノロジー株式会社  
代表取締役社長 川村 博昭